

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る香川県手続要綱

制定 平成28年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 令和元年12月11日
改正 令和3年4月1日
改正 令和6年4月1日
改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事が行う建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年香川県規則第16号。以下「細則」という。）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）、及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。）で使用する用語の例による。

(認定申請等の処理区分)

第3条 認定申請等の審査又は事務処理の区分は、香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号。）及び香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号。）によるほか、次の表の(あ)欄に掲げる建築物の種別に応じ、それぞれ同表の(い)欄に掲げるとおりとする。

(あ) 建築物の種別	(い) 審査又は事務処理の区分
(1) 基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物で3以上の地上階数を有し、又は延べ面積が1,000平方メートル以上であるもの	本庁（建築指導課をいう。以下同じ。）
(2) 基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物で5以上の地上階数を有し、又は延べ面積が3,000平方メートル以上であるもの	本庁
(3) (1)、(2)以外のもの	出先機関（土木事務所又は小豆総合事務所をいう。）のうち、当該申請に係る建築物の敷地の区域を所轄する出先機関。ただし、当該敷地の区域の所轄が高松土木事務所の場合にあつては、本庁とする。

- 2 前項の規定によるほか、認定申請等に関して行う報告等又は届出の審査並びに事務処理の区分は、同表の(い)欄に掲げる区分に準ずる。
- 3 前各項の規定にかかわらず、基準法第6条第1項に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）若しくは計画の変更（以下「計画変更」という。）又は同法第18条第2項に規定する計画の通知若しくはその計画変更を、同法第6条の2第1項の規定による指定確認検査機関に提出する場合は、認定申請等の審査又は事務処理の区分は本庁とする。

(認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の通知)

第4条 知事は、法第30条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の通知（法第31条第1項に規定する計画の変更の認定において準用する場合を含む。以下「計画通知」という。）を行う場合は、計画通知書（第1号様式）に法第30条第2項に掲げる確認申請書の正本1通を添えて、これらを建築主事に提出しなければならない。

（建築主事の審査）

第5条 建築主事は、前条の計画通知書の提出を受けた場合は、法第30条第4項の規定に基づき、基準法第18条第3項の規定による当該計画の通知に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う。この場合において、当該審査は、基準法第18条の3第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により国土交通大臣が定める確認審査等に関する指針に従って行わなければならない。

（確認済証等の交付）

第6条 法第30条第4項の規定により準用する基準法第18条第3項の規定による確認済証及び同条第15項の規定による通知書の交付は、基準法施行規則第8条の2第2項から第4項の規定により行う。

（工事完了報告書に添えるべき書類）

第7条 細則第12条の規定により、認定建築主が工事完了報告書に添えて、知事に提出すべき書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- （1）建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われたことを建築士が確認した場合 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し
- （2）前号に掲げる場合以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を施工した施工者が作成した前号に定める書類に準ずる書類

（認定の取消しの通知）

第8条 知事は、法第34条の規定による取消しを行った認定が、その認定に併せて建築主事の確認済証の交付を受けたものである場合は、建築主事に対し、速やかに認定が取消しとなった旨の通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

（標準処理期間の延長）

第9条 知事は、次の各号に掲げる理由により、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定めた標準処理期間を超えて法第29条第1項の認定申請の処理を行う場合は、当該認定申請をした者に対し、当該標準処理期間内に、その旨及びその延長する理由を記載した通知書を交付しなければならない。

- （1）当該認定申請が第4条の計画通知を伴う場合において、標準処理期間内に建築主事が第6条の確認済証を交付することができない合理的な理由があるとき。
- （2）当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき。

2 前項の通知書の交付は、期間内に認定できない旨の通知書（第3号様式）により行う。

（関係機関への通知）

第10条 知事は、変更の認定や取消しを行ったときは、必要に応じ、関係機関へその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

計 画 通 知 書

年 月 日

建 築 主 事 殿

香川県知事

年 月 日付けで申請者 より、建築物エネルギー消費性能向上計画
の認定が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定に適合するかどうか審査を受けるよう
申し出があったので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 3 項の規
定により通知します。

記

申 請 者 氏 名		
申 請 建 築 物 の 所 在 地		
申請建築物の名称（仮称）		
建 築 物	主 要 用 途	
	構 造 ・ 階 数	造・地上 階、地下 階
	延 べ 面 積	m ²

認定が取消しとなった旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主事 殿

香川県知事

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定により、認定を取り消したことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
- (1) 申請者氏名

(2) 申請に係る建築物の位置

(3) 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項の規定による計画通知の通知年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 認定取消し日 年 月 日
- 3 認定を取り消した理由

期間内に認定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による次の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下「認定申請計画」という。）については、次の理由により行政手続法第6条に基づき規定した標準処理期間内に認定通知書を交付できないので通知します。

記

1 認定申請計画の概要

（1）申請年月日 年 月 日

（2）申請に係る建築物の位置

2 認定通知書の交付を延長する期間

3 認定通知書を交付できない理由

（付記）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。